各位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ア ズ 代表者名 代表取締役社長 桑 野 隆 司 (コード番号:7066 東証グロース) 問合せ先 取締役 管理部部長 栗 田 智 代 (TEL. 03-6811-2211)

募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ

当社は、2022 年 10 月 7 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社監査役及び従業員、当社子会社取締役及び従業員並びに社外協力者に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の意欲・士気を 向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の監査役及び従業員、当社子 会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであ ります。

本新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を 義務付ける旨の条件が設定されております。これにより、本新株予約権の付与対象者が株価下 落時には一定の責任を負わせることで、既存株主の皆様と株価変動リスクを共有することで、 株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセン ティブを付与することが可能となります。また、株価条件の発動水準を行使価額の30%に設定 いたしました。 なお、株価条件の発動水準を行使価額の30%に設定した理由としましては、当 社の過去の株価推移(年初来安値が313円と過去6ヶ月間の金融商品取引所における終値の 平均値の約30%)を考慮の上、本新株予約権の付与対象者が当社の経営において重要な役割を 担うことを鑑み、株価水準へのプレッシャーを意識しつつ意欲・士気を向上させる適切な水準 が、現時点の株価の概ね30%程度であると判断したためであります。

このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識し

ており、本新株予約権の全てについて割当てが行われ、行使された場合、令和4年6月 15 日 現在における当社発行済株式総数 4,639,800 株 (議決権総数 46,387 個) に対する希薄化率は 3.06% (議決権ベースで 3.06%) であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考え ております。

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

発行数	1,420個(新株予約権1個につき100株) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により 割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。	
発行価額の総額	142,000円	
発行価格	新株予約権1個につき100円 (新株予約権の目的である株式1株当たり 1円)	
申込手数料	該当事項はありません。	
申込単位	1個	
申込期間	2022年10月24日から2022年10月27日まで	
申込証拠金	該当事項はありません。	
申込取扱場所	株式会社ピアズ 管理部 東京都港区西新橋二丁目9番1号 PMO西新橋ビル5階	
払込期日	2022年11月4日	
割当日	2022年10月31日	
払込取扱場所	三井住友銀行株式会社 新橋支店 東京都港区西新橋1丁目3-1	

- (注) 1. 第7回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、2022年10月7日開催の 当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
 - 2. 本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。
 - 3. 本新株予約権の募集は、当社の従業員、当社子会社取締役及び従業員並びに社外協力者に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

1. 新株予約権の数

1,420個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当 社普通株式 142,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整 された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価

機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、 当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である 2022 年 10 月 6 日の終値である金 730 円に 106%を乗じた価格(小数点以下は切上げ、以下同様)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)に 106%を乗じた価格を下回る場合は、当該終値に 106%を乗じた価格を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額 × ---

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行+ 概 就 規 発 な 数 払 込 金 額 調 整 後 = 調 整 前 株 式 数 新規発行前の 1 株 あ た り の時価

行 使 価 額 行 使 価 額 既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2022年 10月31日から2032年10月30日までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間のいずれかの連続する 21 取引日間の金融商品取引所における終値の平均値が一度でも行使価額に 30%を 乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使 価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲 げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に 開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において 前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為 をなした場合
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2022年10月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約も しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合 は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で 取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項 上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件 上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2022 年 11 月 4 日
- 9. 申込期日 2022年10月27日
- 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社監査役 3名 150個 (15,000株) 当社従業員 9名 190個 (19,000株) 当社子会社取締役 5名 280個 (28,000株) 当社子会社従業員 10名 250個 (25,000株)

社外協力者 11 名 550 個 (55,000 株)

Ⅲ. 割当先の選定理由等

- (1)割当予定先の概要
- 1. 当社監査役及び従業員
- a. 割当予定先の概要

氏名	当社監査役3名(注)
	当社従業員9名(注)
住所	一 (注)
職業の内容	当社監査役又は従業員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社監査役3名のうち1名は、当社普通株式80,000株を保
	有しております。
	当社従業員9名について、該当事項はありません。
人事関係	当社の監査役又は従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

2. 当社子会社取締役及び従業員

a. 割当予定先の概要

氏名	当社子会社取締役5名(注)
	当社子会社従業員 10 名 (注)
住所	一 (注)
職業の内容	当社子会社取締役又は従業員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社子会社取締役5名について、該当事項はありません。
	当社子会社従業員 10 名のうち 1 名は、当社普通株式 14,000
	株を保有しております。
人事関係	当社子会社の取締役又は従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

3. 社外協力者

a. 割当予定先の概要

氏名	雨宮 玲於奈
住所	東京都町田市
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏がその役員である会社と当社との顧問契約に基づき、オ
	ンライン接客事業などの事業立上げ支援に従事しています。

a. 割当予定先の概要

氏名	梁瀬 泰孝
住所	東京都港区
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社CBO (Chief Branding Officer) として、当社グルー
	プのコーポレートブランディングの向上に従事しておりま
	す。

a. 割当予定先の概要

氏名	中馬 誠
住所	大阪府大阪市東住吉区
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏がその役員である会社と当社との業務委託契約に基づ
	き、当社事業の販売支援に従事しております。

a. 割当予定先の概要

氏名	加藤輝之
住所	愛媛県松山市
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏がその役員である会社と当社との業務委託契約に基づ
	き、当社事業の販売支援に従事しております。

a. 割当予定先の概要

氏名	後藤 芳史
住所	愛知県名古屋市東区
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏がその役員である会社と当社との業務委託契約に基づ
	き、当社事業の販売支援に従事しております。

a. 割当予定先の概要

氏名	前田 多志府
住所	愛知県名古屋市中村区
職業の内容	協力会社従業員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏がその従業員である会社と当社との業務委託契約に基
	づき、当社事業の販売支援に従事しております。

a. 割当予定先の概要

氏名	岡本 和城
住所	東京都渋谷区
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。

資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏がその役員である会社と当社との業務委託契約に基づ
	き、Web3.0における新規事業の開発に従事しております。

a. 割当予定先の概要

氏名	草野 達也
住所	東京都立川市
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏がその役員である会社と当社との業務委託契約に基づ
	き、人財採用コンサルティングに従事しています。

a. 割当予定先の概要

氏名	齋藤 雄一
住所	東京都練馬区
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社子会社の技術顧問として、システム構築等の支援に従事
	しています。

a. 割当予定先の概要

氏名	出口 義勝
住所	東京都府中市
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社の IT デザイン、システム構築のアドバイザーとしてご

	協力いただいております。
--	--------------

a. 割当予定先の概要

氏名	平須賀 一哉
住所	東京都北区
職業の内容	会社役員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社の IT デザイン、システム構築のアドバイザーとしてご
	協力いただいております。

(注)本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力を さらに高め当社監査役及び従業員、当社子会社取締役及び従業員ならびに社外協力者の一層の意 欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、上記「1. 当社監査役及び従業員」及び「2. 当社子会社取締役及び従業員」につきましては、個別の氏名 等の記載は、省略させていただいております。

c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、有償にて発行する 新株予約権であり、当社の結束力をさらに高め割当予定先の一層の意欲及び士気を向上させる ことを目的として、当社監査役及び従業員、当社子会社取締役及び従業員並びに社外協力者に 付与することといたしました。社外協力者を選定した理由は以下のとおりです。

雨宮玲於奈氏は、同氏の広範な経営に関する知見から、社外協力者として、オンライン接客事業など新規事業の立ち上げのご支援を戴いております。同氏に割り当てることで当社の業務拡大と企業価値の増大に繋がると考えております。

梁瀬泰孝氏は、当社との顧問契約に基づき、当社グループの商品・サービスのブランド価値 向上、市場への発信の強化によるコーポレートブランディングの向上、及び戦略的パートナー の獲得等に従事しております。同氏に割り当てることにより、当社の業務拡大と企業価値の増 大に繋がると考えております。

中馬誠氏、加藤輝之氏、後藤氏及び前田氏は、当社の業務委託先の役員であり、当社の主力 サービスであるセールスプロモーション事業のセールスパートナーとして貢献いただいてお ります。同氏らへ割り当て、一層の意欲・士気向上を喚起して、当社の業績の拡大と企業価値 の増大に繋がると考えております。

岡本和城氏は、当社が将来の事業の柱とすべく参入いたしましたメタバース事業の事業開発 や Web3.0 における新たな事業シーズの発掘等に従事しております。同氏に割り当てることに より、当社の中長期的な事業拡大と企業価値の向上に繋がると考えております。

草野達也氏は、当社が人財採用コンサルティング業務を委託しているコンサルティング会社 の代表を務めており、直接採用業務に関わり、当社の人財獲得に貢献いただいております。同 氏に割り当てることで当社の業務拡大と企業価値の増大に繋がると考えております。

齋藤雄一氏は、当社の子会社である Qualiagram の技術顧問としてご協力いただいております。同氏に割り当てることにより、当社グループの技術力の向上、競争優位性の確保に向けてより一層の意欲・士気向上を喚起し、当社の事業拡大と企業価値の向上に繋がると考えております。

出口義勝氏及び平須賀一哉氏は、ともに IT コンサルティング会社の役員であり、当社の IT 戦略及びシステム構築のアドバイスをいただいております。両氏に割り当てることにより、当社の業務拡大と企業価値の増大に繋がると考えております。

(2) 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

(3) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、新株予約権の発行に係る払込および本新株予約権の権利行使に係る資金保有に関し、割当予定先の払込に支障がない旨を口頭により確認をしております。また、本新株予約権の払込金額は、1個当たり100円と比較的少額であることから、当社としても、かかる払い込みに支障はないと判断しております。

(4) 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事でありますが、当社監査役及び従業員、当社子会社取締役及び従業員は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、社外協力者が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする法人及び個人であるか否か、並びに割当予定先が法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます)等と何らかの関係を有しているか否かについて、聞き取り調査及び公開情報(インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集)との照会等による調査を行い、当該割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2. 発行条件に関する事項

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関(株式会社プルータス・コンサルティング)が当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を算定結果と同額の100円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である2022年10月6日の東京証券取引所における普通取引の終値730円に106%を乗じた価格とし、その価額が本新株予約権の割当日の終値に106%を乗じた価格を下回る場合は、当該終値に106%を乗じた価格といたします。

当該判断に当たっては、今回の新株予約権発行に係る取締役会決議において監査役3名 及び社外取締役1名の社外役員全員が、払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の意見 を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は142,000 株(議決権数1,420個)であり、2022年6月15日現在の当社発行済株式総数4,639,800株(議決権数46,387個)を分母とする希薄化率は3.06%(議決権の総数に対する割合は3.06%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指す に当たり、当社関係者の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目 的としております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 142,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 300,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値 の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断してお り、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

以上